

平成 25 年度 事業計画の概要

本連盟の定款に定める「講道館柔道の普及・振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する」という事業目的に基づき、世界のトップを目指す選手の強化育成による柔道の普及発展はもちろんのこと、人間教育としての柔道の普及振興にも積極的に取り組む。

組織運営面では、内部機関の見直し・諸規程の整備などを行うとともに、コンプライアンス・倫理推進体制を強化していく。また、財政面においては、公益財団法人としてより厳密で的確・適正な経理処理・財務管理を行い、この情報の開示を推進する。また中期的な事業計画に基づいて収支バランスのとれた均衡財政を図り、安定した基盤に立った透明性の高い運営を目指す。

選手強化に関しては、今年は 8 月にブラジルで世界柔道選手権大会が開催されるが、強化の新体制の下、新たな試行ルールへの研究・取り組みを図りながら、選手個々の達成目標を定め、万全を期して選手強化に取り組む。

一方で、将来を見据えた青少年の育成および指導者の養成・資質向上も重要な課題である。

青少年育成においては、少年の柔道競技大会の充実や、「柔道教室」・「JUDO フェスタ」などの開催により、全国各地において青少年を対象とした柔道の普及振興に取り組み、底辺の拡充を図る。

柔道指導者に関しては、本年度から「公認柔道指導者資格制度」がスタートする。昨年まで、安全指導と基本指導を重視した「柔道指導者講習会」を全都道府県において開催してきたが、さらに柔道指導者としての倫理観・心構えにも重点を置き、柔道指導者のさらなる資質向上を図る。また、中学校武道必修化が昨年より実施されたが、たゆまず改善点を模索し、安全で魅力あふれる柔道授業のカリキュラム構築に努めていく。

登録人口の拡大に向けた取り組みとしては、「生涯スポーツ」としての柔道を奨励するなど、幅広い層への働きかけを行い、各関係団体と協力しながら諸施策を実施し、登録会員の増大を図る。また、「公認柔道指導者資格制度」に対応した新しい登録区分の導入に伴い、登録管理システムの効率化などを図っていく。

大会関係では、毎年開催の「東京グランドスラム」の他に、本年度は、「世界形選手権大会」、「アジアグランドマスターズオープン国際柔道大会」を日本において開催する。また、国際大会と合わせて、本連盟が主催する国内大会の充実した運営に取り組む。このため、「大会運営規程」の見直しを行い、各地で開催される全国大会などの充実・活性化を図っていく。

国際関係では、海外チームの受入や海外への指導者の派遣等により国際交流を促進するとともに、IJF や各国連盟との連携、交流を深めながら、柔道に関する情報収集、分析を行う。また、世界に対する日本の責務として柔道の正しい普及・発展に努める。

各専門委員会における事業計画の概要は以下のとおり。

1. 総務委員会関係事業

- (1) 中学校武道必修化、指導者資格制度の施行など、柔道を取り巻く環境は大きな変革を遂げている。従って、「競技柔道」のみならず、幼年期から老年期までの幅広い層における柔道の振興を目的として、総合的な観点から諸事業を展開する。
- (2) 柔道界を支える大きな基盤は会員登録である。登録人口が年々減少していく要因を精査し、登録人口拡大に向けた推進事業を積極的に実施する。
- (3) 登録手続きの効率化・簡素化を図る。全柔連、都道府県ともに、容易に幅広くデータが活用・応用ができるように検討する。
- (4) 公益財団法人として、より健全な法人運営に向けて、事業及び収支の中・長期計画を策定していくとともに、内部諸規定の整備を推し進める。
- (5) 従来の「全柔連障害補償見舞金制度」の補償内容の充実に向けた見直し、および懸案事項である団体や指導者向けの「指導者賠償責任保険」の導入に向けた検討を行い、全ての柔道人が安心して活動ができる場を提供する。
- (6) 倫理規程の積極的 PR 活動を行うとともに、それに対処する内規を整備し、本連盟及び柔道界全体の社会的な信頼性の維持・向上に努める。
- (7) 少年向け柔道衣規格の制定、および紅白帯の規格について検討する。

2. 大会事業委員会関係事業

- (1) 大会運営に関しては、9月にアジアグランドマスターズ（講道館）、10月に世界形選手権大会（京都）、11月に東京体育館で東京グランドスラムと3つの国際大会が開催される。これらをはじめとする本連盟が直接運営に当たる大会において、本委員会の委員が中心となって運営し、大会を成功に導くと共に、全国を持ち回りで開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 大会企画に関しては、平成26年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う一方で、「全柔連大会運営規程」の見直しを行い、大会の充実・活性化を図っていく。

3. 広報委員会関係事業

- (1) 以下に関して、他委員会とも協力して、有効的かつ有機的な広報活動を行う。
 - ①柔道の普及・発展に資するもの。
 - ②国内外主要大会の迅速な報告及び各専門委員会の活動報告
 - ③指導者資格制度に関するもの
 - ④その他、必要事項
- (2) その最も大きなツールとして、公式ウェブサイト（ホームページ）がある。良好な運営やデータベース構築を目指すため現在のウェブサイトやその運営に大幅な改革を行い、これにより、スピーディーな情報更新、より充実した情報発信を行う。
- (3) 上記のホームページ以外に、以下の通り、活動を行い、それらの一層の充実を図る。
 - ①「全柔連だより」及び「柔道年鑑」を発行し、「柔道フェスタ」を開催する。

- ②機関紙である「全柔連だより」は、年3回の制作、発行を行う。引き続き内容の充実や読み易さの追求などに努める。
- ③年次報告書ともなる「柔道年鑑平成24年度」の制作、発行を行う。柔道史における位置づけを考慮し、内容の充実を図る。
- ④柔道フェスタは、強化委員会と協力し、内容をより充実させ、全国一斉に5地区で開催する。柔道人口の底辺拡大のために、特に小学生を中心とした普及・振興を図る。
- ⑤全柔連概要パンフレットを作成・配布し、関係者に便宜を供与する。

4. 教育普及委員会関係事業

- (1) 各事業を通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成及び指導者の資質向上に努める。
- (2) 柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。
- (3) 日本武道協議会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道練成大会、少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。
- (4) 柔道教室等への派遣講師研修会、日体育協会公認指導員養成講習会などを実施する。
- (5) 視覚障害者柔道への支援、中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援、障害のある方々の柔道についての現状調査などを行う。

5. 審判委員会関係事業

- (1) 審判員の養成に関しては、Aライセンス審判員研修会をはじめとする11の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図っていく。
- (2) 国際審判員の養成に関しては、IJF、JUA主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際舞台で活躍できる審判員を養成すると共に、IJF 審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させていく。
- (3) 大会においては、審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図っていく。
- (4) 今年度予定されている国際柔道連盟試合審判規定の改定が確定次第、講習会や研修会をはじめ、DVDの製作等順次対応し、全国の審判員に周知していく。

6. 強化委員会関係事業

- (1) ロンドンオリンピック終了後、昨年11月に強化体制を刷新し、次回リオデジャネイロオリンピックへ向けた強化を新たにスタートさせた。しかし、女子ナショナルチームにおける暴力行為を含むパワーハラスメントの事実が明るみとなり、大きな社会問題にまで発展した。本委員会ではこの過ちを真正面から受け止め、真摯に反省し、新年度では柔道の信頼回復に向けて全力で取り組む。

- (2) オリンピック後、国際柔道連盟（IJF）の新ルールがリオデジャネイロ世界選手権大会までの間、試験的に導入され、その後に正式決定され、2016年リオデジャネイロ五輪まで採用されることとなる。ルール改正への迅速な対応、研究を図る。
- (3) 今年度は8-9月にブラジル・リオデジャネイロにおいて開催される世界選手権大会が最大の目標である。この結果によって、ロンドンオリンピック後の勢力図も見えてくると思われる。
- (4) 将来を見据え、ジュニア、カデ選手育成として、効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させる。これらの一環として、今年度もジュニアブロック合宿を中・高生を対象で実施し、全柔連強化選手と都道府県推薦選手による合同練習による相乗効果を見込んでいる。時期は10月とし、全国5ヵ所（宮城県・石川県・三重県・山口県・福岡県）で実施する。その他、全日本ジュニアコーチを地方へ派遣、当該地区の小中高生に対する強化指導を行なう合宿や練習会を実施し、底辺の拡大とレベルアップに努める。
- (5) 平成24年度から日本スポーツ振興センターから受託することとなった「メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業文部科学省再委託事業」においては、平成25年度は、柔道デュアルキャリア支援・海外育成システムセンターを設立することを業務内容とする。具体的には強化選手、強化スタッフがより集中的に強化を行えるよう文武の両道を目指す学修・学業支援センターを味の素ナショナルトレーニングセンター内に設ける。また、海外育成システムでは強化選手を少人数で長期間海外に派遣する体制作りを整える。

7. 国際委員会関係事業

- (1) 本年度は、9月にアジアグランドマスターズオープン国際大会、10月に世界形選手権大会、11月に東京グランドスラムが開催される。大会開催に関して、IJFや各国連盟、関係機関との緊密な連絡を取り、大会を成功させる。また、大会期間中の海外チームの受け入れ、IJF役員、各国連盟役員・コーチとの情報交換、国際交流等を充実させる。
- (2) パリグランドスラムからリオ世界選手権まで、IJF新ルールが試験的に適用される。これらを含めて、柔道が正しく普及、発展していくようIJFと協議をする。
- (3) 国際委員会では、年3回の本会議開催を予定している。また、各分科会も適宜行い、それぞれの分野での協議、対応策を講じる。
- (4) IJF、JUA、東アジア柔道連盟との連携を深め、情報の収集、交換、意見の発信を行う。そのために、IJFの公式大会や、各種国際大会に役員を派遣し、側面的にサポートをする。（主要な国際大会については、別添資料参照）
- (5) リオ世界選手権前や東京グランドスラム前後には、多くの海外ナショナルチームが日本での練習を希望することが予想される。これらの受入事業に対して、各国連盟や関係機関と連携をとり受入体制を充実させ、役員、コーチ、選手との人的交流を深める。
- (6) 海外における講習会等の派遣事業に関して、指導者の人選や派遣事業の調整をする。また、強化委員会として派遣しない大会には、大学等への通知および斡旋等を行い、国際交流を促進する。

- (7) インターネットや全柔連だより等を通じて、国際における柔道の動きや最新のニュース等を発信する。また、他委員会との連携を深め迅速な情報の共有を図る。

8. 医科学委員会関係事業

- (1) 昨年度から中学武道必修化がスタートしたが、医科学委員会では柔道の安全面からケガの防止、とくに重度外傷である頭部外傷、頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。また、皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。
- (2) 国際大会・合宿へのチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、傷害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようサポートする。
- (3) 例年同様に国内大会における救護ドクターの配置により、医科学的側面からの安全性の確保に努める。安全面において、大会にドクターを配置することは社会的要求でもあり、これに応えるため、地方における試合で参加できるスポーツドクターの確保を行う。

9. 特別委員会関係事業

9. -1 指導者養成プロジェクト特別委員会関係事業

- (1) 平成20年度から、指導者の更なる資質向上と柔道の正しい普及発展を目的として開始した「指導者養成プロジェクト」は、平成22年度に「指導者資格制度」の概要をまとめ、平成23年度から平成24年度は、現役指導者が速やかに資格取得できるよう指導経験を考慮した移行措置の講習会を行い、平成25年度から本制度の実施に至った。
- (2) 平成25年度からはじまるC指導員養成講習会の教本発行、講師の養成を行う。
また、平成27年度以降に開催するC指導員更新講習会及びA指導員・B指導員養成講習会の検討を引き続き行う。
- (3) 「中学校武道必修化」に2年目として、「授業づくり教本・DVD」の普及に努め、本教本を基本に日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業法研究事業」を実施し、中学校教員の指導力向上に努める。
また、授業協力者養成講習会の開催など、都道府県単位での人材育成を推進する。
- (4) 指導者資格を取得した優秀な指導者を選抜し、海外で行われる指導者講習会に派遣する。

9. -2 安全指導プロジェクト特別委員会事業

- (1) 中学校における武道必修化の完全実施初年度は、安全指導の一層の徹底が求められたが、都道府県柔道連盟（協会）や現場の指導者等の懸命な努力により事故は極端に減り、特に授業中の重大事故はゼロであった。

完全実施2年目は、

① 来を見据えた組織的・計画的な取り組み

② 今できること、しなければならないことの洗い出しと着実な実践

を同時並行しながら継続し、総合的な角度・視点から、目的達成への取り組み行う。

- (2) 各部会の活動を中心に、各都道府県に設置されている「安全指導委員会」との連携も取

りながら、安全指導の徹底を図る。

都道府県から、指導者講習会における「安全指導」講習の講師派遣の要請があれば、医科学委員会の協力を得て本年度も引き続き派遣する。

- (3) 指導者資格付与制度の本格的実施に伴い、「指導者養成プロジェクト特別委員会」との連携もとりながら、諸事業を展開する。
- (4) 頭部外傷および頸部外傷の予防対策にとどまらず、安全指導に必要な教材や資料の作成を行う。

9. - 3 少年競技者育成プログラム特別委員会関係事業

- (1) 平成9年より福岡をモデルケースとして構築してきた競技者育成プログラムを基にし、全国10ブロックにおいて、若年層の競技者の発掘、育成を目的に、小中学生を対象とした強化選手の指名、合宿を実施している。引き続き、全国で統一した基本指導ができる体制を推進する。
- (2) 地区によっては中学生を含めた事業にも着手できるよう、働きかけを行っていく。また、強化委員会と連携し、地区から推薦された優秀な選手（小学生）を全日本カデ強化合宿等に参加させ育成する。

9. - 4 形特別委員会関係事業

- (1) 本年度は、10月に京都で世界形選手権が開催される。本大会が成功するよう、形特別委員会も一丸となって活動を行う。
- (2) 強化普及部会事業としては、2009年から毎年開催されている世界形選手権大会ならびに2011年から開催されているアジア形選手権大会では、いずれも全種目（5種目）で金メダルを獲得している。今後とも世界で勝ち抜くためのレベルを維持し、さらに強化の層を厚くしていく。
- (3) 審査部会事業としては、国際形選手権大会へ役員や審査員、並びにインターナショナル・コンチネンタル審査員受験者等を派遣する。また、昨年からはまった国内の審査員制度を整備し、審査員試験や研修会等を行う。

9. - 5 アンチ・ドーピング委員会関係事業

JADA（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）指導の下、ドーピング・コントロール部会メンバーにより、競技会でのドーピング検査を実施するとともに、アンチ・ドーピングの啓発活動を推進する。